破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２４６７号
福岡県大野城市つつじヶ丘２丁目１番５号
破産者　丸山　貴司
１　決定年月日　平成24年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１３０号
福岡市早良区小田部７丁目４番１―203号
破産者　平野　信也
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４３８号
福岡市東区名島４丁目39番８―203号
破産者　園田　康博
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４１号
福岡県柳川市筑紫町161番地３　甲斐田アパート３号
破産者　ヤマト建装こと　高添　　悖
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
佐賀県伊万里市新天町715番地１
破産者　赤瀬　大輔
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５０９号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目９番16号
破産者　栗山　紀生
１　決定年月日　平成24年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４３６９号
大阪府東大阪市岸田堂西１丁目５番６号
破産者　島村　竜児
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１１号
福岡県春日市須玖南５丁目83番地ヒューマインド須玖102号
破産者　濱田　洋行
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３８号
沖縄県浦添市仲西１丁目18番５号
破産者　原國　政忠
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３４１号
沖縄県南城市大里字大城732番地10　Ｂ１
破産者　普天間　忍
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３５６号
沖縄県那覇市字古島454番地14
破産者　下地　恒輝
１　決定年月日　平成24年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２１号
札幌市西区発寒11条１丁目７番３号、開始決定時の住所札幌市手稲区曙３条３丁目９番23号
破産者　龍満　博幸
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２３号
仙台市太白区八木山東２丁目10番12号
破産者　小島はるみ
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
仙台市太白区八木山松波町８番10号　松波ヒルズ206
破産者　相浦　義男
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６８号
仙台市泉区松森字前田57番地の１　ルミネール泉701
破産者　長田　修一
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
栃木県足利市島田町116番地
破産者　鈴木　初江
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第７１２号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町４番５号
破産者　山川　喜也
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
埼玉県春日部市粕壁東４丁目４番48号
破産者　釜井　好人
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
埼玉県八潮市緑町３丁目７番地26　鈴木グランドマンションＡ―301
破産者　菅原　弘好
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４２３号
埼玉県越谷市東大沢３丁目23番地１　グレーススカーレット102
破産者　呑澤　　功
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係